

札幌市旅館業法施行細則（昭和47年規則第70号）新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(許可の申請) 第2条 (略)</p> <p>2 法第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は、前項の申請書に次の事項を記載した書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 玄関帳場又は玄関帳場等の詳細図（玄関帳場を有する構造を持つ旅館・ホテル営業の施設又は玄関帳場等を有する構造を持つ簡易宿所営業の施設に限る。） <u>（床面積、受付窓口及び受付カウンターの大きさ等を明示）</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) 給排水、暖房、換気、採光、照明及び防湿の設備の構造並びに仕様の概要</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、保健所長が必要と認めるときは前項に規定する書類以外のものの提出を求め、又は前項に規定する書類の提出を省略することができる。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(許可の申請) 第2条 (略)</p> <p>2 法第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は、前項の申請書に次に掲げる書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 玄関帳場又は玄関帳場等の詳細図（玄関帳場を有する構造を持つ旅館・ホテル営業の施設又は玄関帳場等を有する構造を持つ簡易宿所営業の施設に限る。）</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) 給排水、暖房、換気、採光、照明及び防湿の設備の構造並びに仕様の概要を記載した書類</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、保健所長が必要と認めるときは同項各号に掲げる書類以外のものの提出を求め、又は同項各号に掲げる書類の提出を省略することができる。</p> <p>4 (略)</p>